

安城市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震その他の災害に備え、地域における自主防災組織の活動を支援するため、防災資機材を購入する自主防災組織に対して、予算の範囲内で交付する安城市自主防災組織資機材整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の自主防災活動を行うため、一又は複数の町内会を単位として組織し、市に届け出たものをいう。

2 この要綱において「連合自主防災組織」とは、複数の町内会を単位として組織された自主防災組織をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、自主防災組織が行う防災資機材の整備とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助限度額)

第4条 補助金の限度額（以下「補助限度額」という。）は、次の各号に掲げる自主防災組織を構成する町内会の世帯数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 300世帯未満 20万円
- (2) 300世帯以上900世帯未満 30万円
- (3) 900世帯以上1,500世帯未満 40万円
- (4) 1,500世帯以上 50万円

2 前項の規定にかかわらず、連合自主防災組織又は水防組織を所管する自主防災組織にあっては、前項に規定する補助限度額の1.5倍の額を補助限度額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、受水槽、緊急用ろ水装置又は井戸設置に係る資機材を購入する自主防災組織（前2項の規定による補助限度額が50万円未満の自主防災組織に限る。）にあっては、補助限度額を50万円とすることができる。この場合において、当該自主防災組織は、当該年度におけるこの要綱に基づく他の防災資機材の整備に係る補助を受けることができない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、安城市自主防災組織育成助成事業補助金の交付決定を受けた事業を行う自主防災組織は、同じ年度内において、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額（同一年度内において補助金の交付決定を既に受けている場合は、当該補助金の合計金額を補助限度額から差し引いた額を補助限度額とする。）のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これに切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請団体」という。）は、規則第4条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材の説明書
- (2) 防災資機材の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請団体は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い期日までに、規則第8条に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月9日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成15年4月1日からこの要綱が施行されるまでの間に購入した防災資機材に係る補助金の交付申請については、第5条第2号中「見積書」とあるのは、「見積書又は領収書の写し」とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、補助事業に必要なエレベーター用救命セットを購入する場合は、第 4 条に規定する補助限度額に、その経費に係る補助額を加えた額を補助限度額とする。ただし、同条に規定する補助限度額の 1.5 倍の額を超えない範囲とする。
- 3 前項の場合において、エレベーター用救命セット以外の資機材の購入に対する補助限度額は、第 4 条に定める額とする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費			補助率
自主防災活動上必要な防災資機材で次の区分に該当するものの購入に要する経費	倉庫	防災用資機材倉庫（「防災倉庫」文字入れ費用を含み、造成工事費を除く。）又はポンプ格納庫	2分の1
	初期消火用資機材	街頭用消火器、街頭消火器詰め替え、消火器格納庫、バケツ、ホース、小型動力ポンプ等	
	情報連絡用資機材	ハンドマイク、トランシーバー、ラジオ等	
	避難、救出、救護用資機材	バール、丸太、折りたたみはしご、のこぎり、掛矢、おの、なた、スコップ、つるはし、番線カッター、ハンマー、一輪車、リヤカー、車椅子、救助用ボート、ヘルメット、救急セット、担架、毛布、チェンブロック、チェーンソー、エンジンカッター、強力ライト、ロープ、番線、ビニルシート、テント、携帯用発電機、投光器、コードリール、防災用トイレ、土のう袋、トラ柵、三角コーン、エレベーター用救命セット（補助実績のないエレベーターに設置するものに限る。）、救助用工具セット等	
	給食・給水用資機材	かまど、鍋、釜、非常食（備蓄用）、ハソリ又は燃料（備蓄用）	3分の2
		受水槽、緊急用ろ水装置又は井戸設置に係る資機材（工事費を除く。）	
	家具等の転倒防止用資機材	金具取付けに必要な資機材（電動ドライバー等）。ただし、取付金具を除く。	2分の1
	感染症対策資機材	マスク、フェイスシールド、医療用ガウン、使い捨て手袋、消毒液、体温計等	
	その他	標識又は被服で防災活動に必要なもの（被服は防水・耐火等防災仕様に限る。）	
その他市長が必要と認めるもの			

備考 防災用資機材倉庫には、「防災倉庫」と表記すること。